

地域生活支援給付費却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

年 月 日に申請された地域生活支援給付費の支給については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

地域生活支援給付費

2 却下の理由

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に蒲郡市長に対し異議申立てをすることができます。なお、異議申立てをした場合には、蒲郡市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 蒲郡市役所

住 所

電話番号